

公共施設等総合管理計画



熊本県 産山村
平成28年3月

公共施設等総合管理計画

【計画策定の背景】

わが国では、高度経済成長期に集中的に建設された公共施設や道路、橋などのインフラの老朽化が進み、現在、建替えや修繕する時期を向かえています。

本村では、これまで住民ニーズに対応して施設建設を進めてきましたが、時間の経過とともに公共施設の老朽化が進み、計画的な更新・改修が必要となっています。さらに昨今の厳しい経済情勢の中で、今後少子高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本村では公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」を策定することとしました。

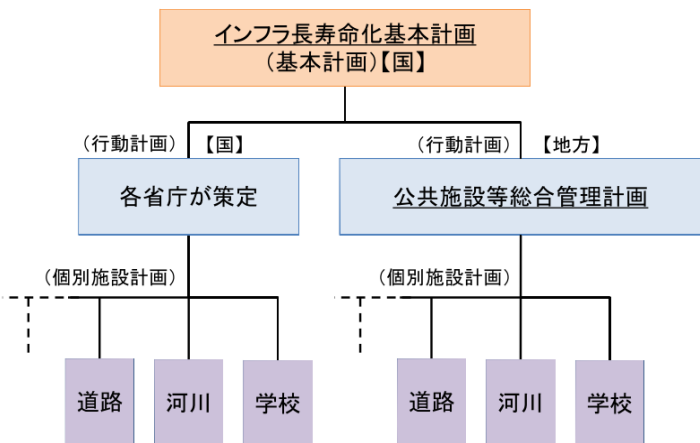
【公共施設等総合管理計画の策定要請】（平成26年4月22日総務大臣通知）

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析するとともに、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう国から要請されています。

計画のポイント

- 1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
- 2. ハコモノに限らず、所有するすべての公共施設等を対象とする。
- 3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載する。

計画の位置づけ

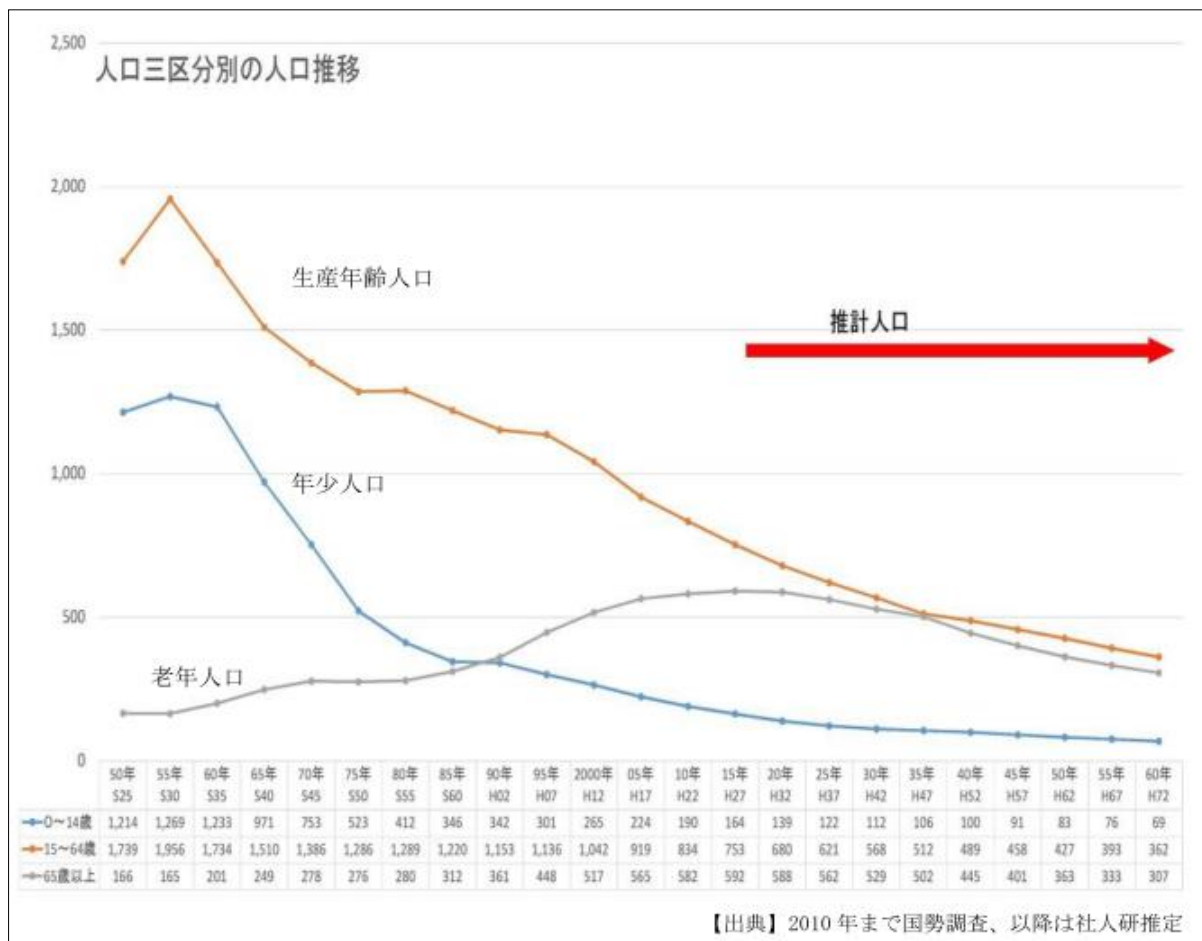


むらの状況

【人口の動向と将来予測】

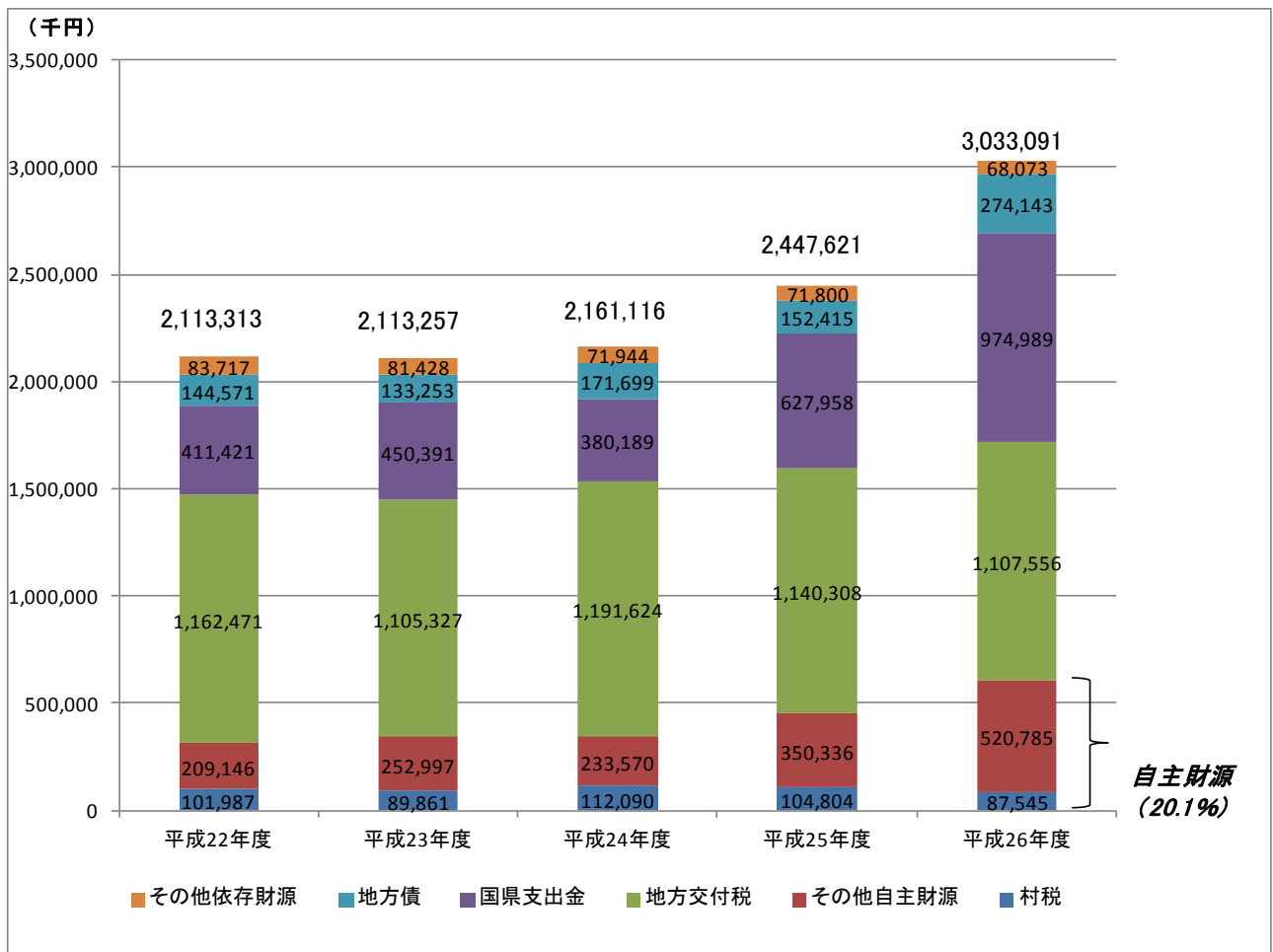
本村の人口は、1955年の3,390人をピークに減少し、2015年3月現在の人口は1,594人（村住民基本台帳）となっています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は1955年以降減少していますが、老年人口は増加しています。1989年に老年人口数が年少人口数を上回って以降も、少子高齢化が進み、超高齢社会を迎えています。

また国立社会保障・人口問題研究所によると、本村の人口は2040年には1,032人まで減少すると見込まれています。



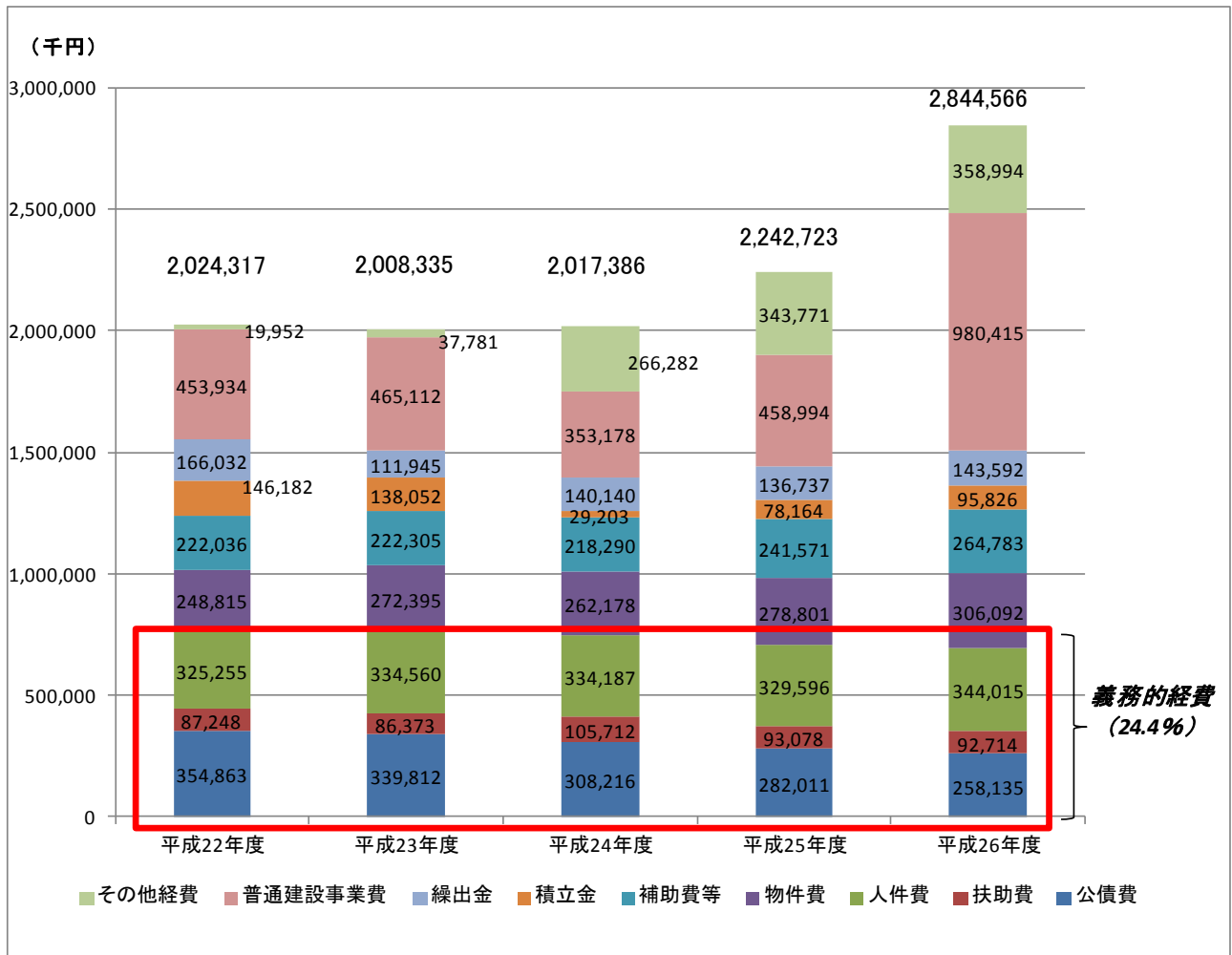
【歳入】

過去5年における歳入の推移をみると総額では増加傾向にあります。自主財源も3億円から6億円まで増加していますが、内訳をみると、国県支出金や地方債の伸びが大きく、国・県への財源依存度が高くなっていることが分かります。



【歳出】

過去5年における歳出の推移をみると総額では増加傾向にあります。普通建設事業費の伸びが最も大きく、この5年間で約2.2倍となっています。



対象施設

本計画では村が所有するすべての施設を対象とし、建築系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）、企業会計施設の3つに分類し整理します。さらに建築系公共施設（ハコモノ）は機能別に11に分類し、土木系公共施設は、道路（橋りょう含む）、企業会計施設は、上水道に分類し整理します。

対象とする施設分類（機能別分類）

類型区分	大分類	中分類	主な施設	
建築系 公共施設※	学校教育系施設	学校	小学校・中学校	
	市民文化系施設	集会施設	基幹集落センター、 地区公民館等	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設		体育館、グラウンド等
		レクリエーション施設 ・観光施設		観光施設 (うぶやま牧場、ヒゴタイ 公園、ファームビレッジう ぶやま、緑地等管理セン ター等)
		保養施設		温泉施設 (御湯船温泉館、花の温 泉館)
	産業系施設	産業系施設	水製造施設、山菜加工施 設、肉処理加工施設、野 菜集出荷施設、就農体験 滞在施設	
	子育て支援施設	幼稚園・保育所・こども園	保育園(うぶやま保育園)	
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉施設 (なでしこの里)	
	医療施設	医療施設	診療所(うぶやま診療所)	
	行政系施設	庁舎等	村役場	
	公営住宅	公営住宅	村営住宅等	
	公園	公園	管理棟・倉庫・便所等 (運動広場、池山水源、 山吹水源)	
	その他	その他	教職員住宅等	
土木系 公共施設	道路	道路	一級、二級、その他村道	
		橋りょう	PC橋・RC橋・鋼橋等	
企業会計施設	上水道施設	上水道施設	管路、排水場、浄水場等	

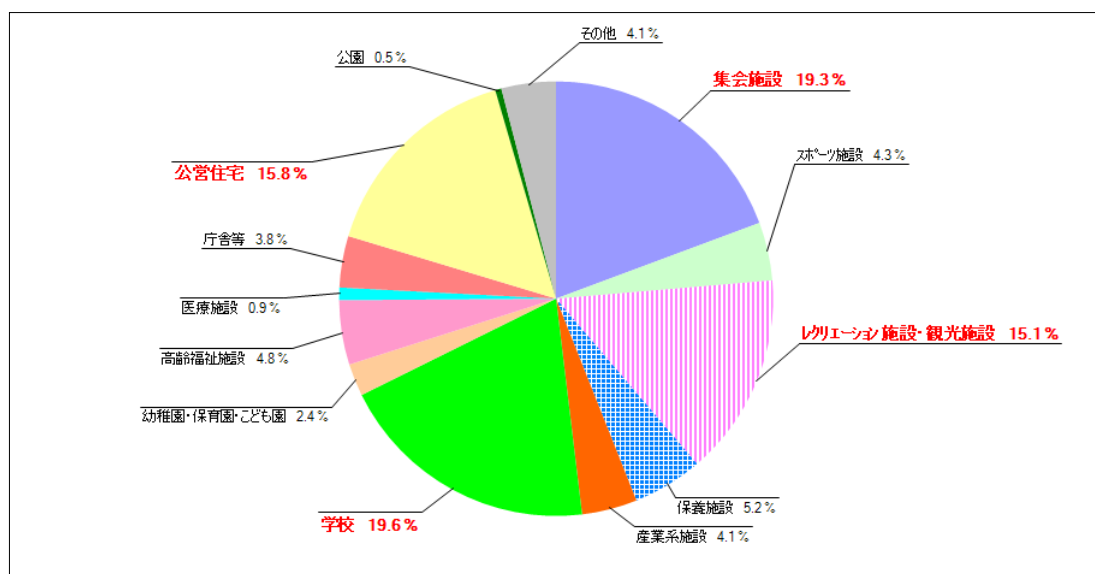
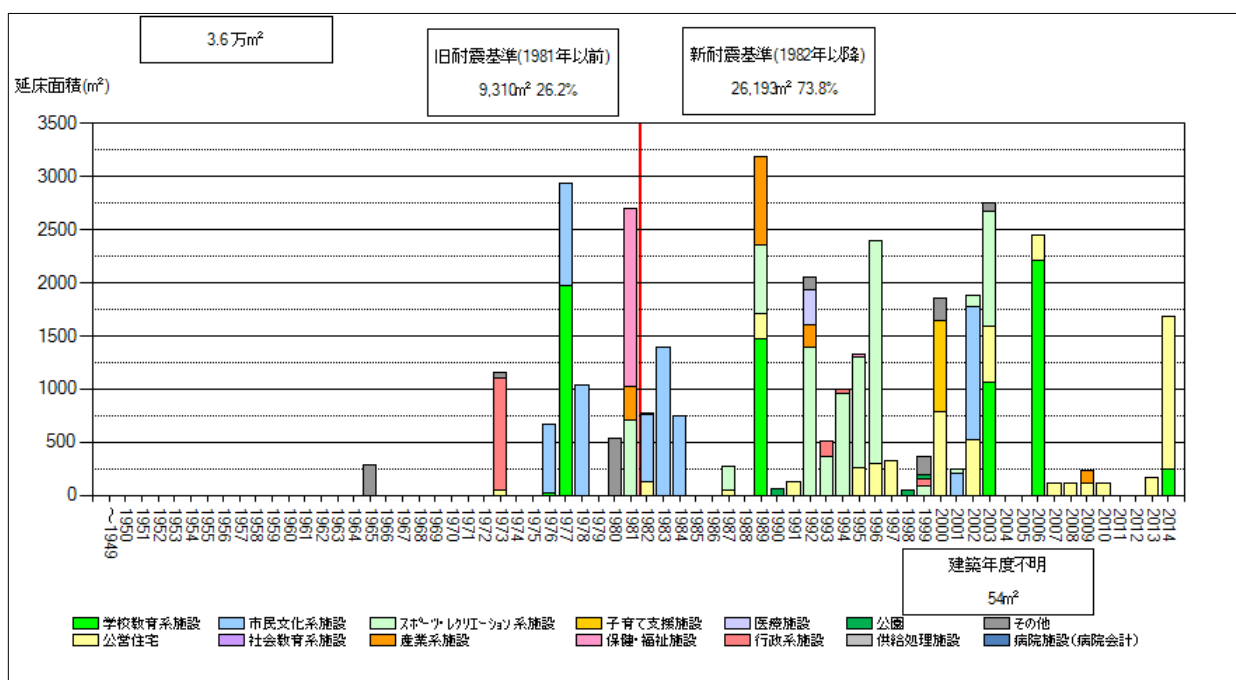
※建築系公共施設の分類は、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトにおける分類

施設の現状

築年別整備状況

建築系公共施設の建築年別の面積をみると、1970年代から整備され続けていることが分かります。施設の分類では、学校施設が最も多くなっていますが、集会施設も同程度の面積を保有しています。次いで、公営住宅、レクリエーション施設・観光施設が多くなっています。

建物系公共施設 築年別整備状況



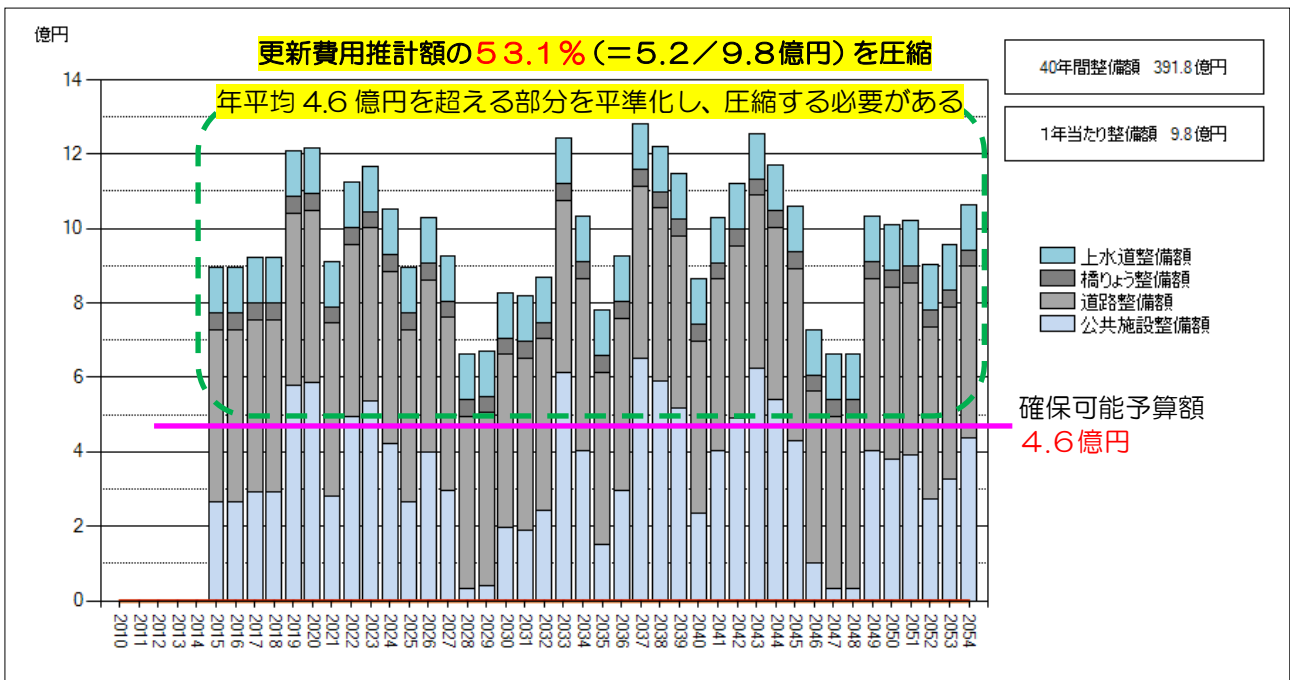
(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトより算定)

将来の更新費用の見通し

建築系、土木系、企業会計すべての公共施設の更新費用を試算した結果、今後40年間で391億8千万円（年平均9億8千万円）かかることが分かりました。

過去5カ年の普通建設事業費の平均値を確保可能な予算額とし、不足額を求めたところ、確保可能予算額が約4億6千万円になるため、年平均で5億2千万円不足することになります。

公共施設全体の更新費用



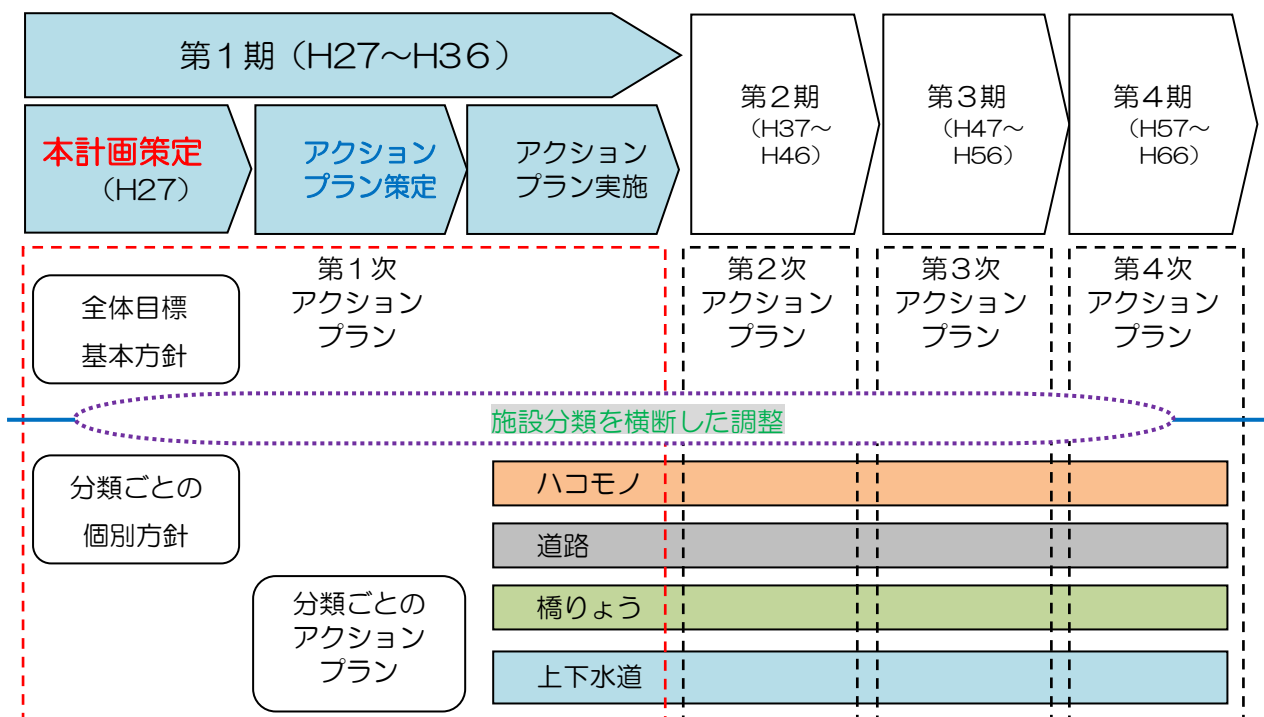
(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフト)

公共施設とインフラの更新費用推計額と確保可能予算額

	建築系	土木系	企業会計	合計
更新費用(40年間平均)	3.5億円	5.1億円	1.2億円	9.8億円
確保可能予算額(年平均)	-	-	-	4.6億円
不足分額(年平均)	-	-	-	5.2億円

計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成27年度（2015年度）から平成66年度（2054年度）までの40年間の将来推計に基づき策定しました。計画期間については、策定作業に充てた平成27年度を除いた、平成28年度から平成66年度までの39年間を計画期間とします。また、当初の平成28年度から平成36年度（2024年度）までの9年間を第1期として、以後10年間ごとに第2期～第4期に分け、具体的なアクションプランを策定します。



計画の進行管理、マネジメント

計画については、所管部局において進行管理・マネジメントを行います。10年間の期ごとにローリングするとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、適宜見直しを行います。

推進体制

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、村長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。施設情報の一元管理においては、庁内の施設管理システムを活用し、関係部局との共有化を図ります。

公共施設等の管理に関する基本方針

建物系公共施設

(1) 新規整備は原則として行わない

- ・長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- ・新設が必要な場合は中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行う。
- ・年少人口、老年人口比率の変化に対応した持続可能なまちづくりを推進する。

(2) 施設を更新（建替え）する場合は複合施設を検討する

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。

(3) 施設総量（総床面積）を縮減する

- ・用途が重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

(4) 施設コストの維持管理、運営コストを縮減する

- ・PPP¹/PFI²など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

(5) 40年間で更新費用を推計額より55%圧縮する

- ・公共施設等の更新費用推計結果により、過去5年の投資的経費と比較すると年平均5.2億円の不足が発生する。(1)～(4)の取組みを実施し、公共施設等の更新にかかる費用を40年間で、55%圧縮する。

¹ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組みの総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

² PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

インフラ系公共施設

(1) 施設総量を縮減する

- インフラ施設については、町民生活の安全性、重要性を確認しながら、適正化を図る。
- 重要度や利用度の低いインフラ施設は、施設のあり方を見直し、将来的に利用の見込みのないものは廃止も含めて検討する。

(2) ライフサイクルコストを縮減する

- 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。
- PPP／PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・日常点検では、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも安全で快適な状態で使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行う。
- ・現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性等について、簡易な診断を実施する。
- ・耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断などなど既往の診断があるものはそのデータを利用する。
- ・診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用する。
- ・公共施設の主要な全施設について、施設毎に評価を行い施設の課題と優先度を判断する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減する。
- ・更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行う。
- ・更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る。

(3) 安全確保の実施方針

- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施する。(ただし総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もある。)
- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行う。

(4) 耐震化の実施方針

- ・「産山村建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断、耐震改修を進める。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図る。
- ・建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討する。

(6) 統合や廃止の推進方針

- 施設の性能や活用度等によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価する。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とする。
- 種々の公共施設コンパクト化の施策について住民、議会協議しながら検討する。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	• 長期修繕計画の策定	• 効果的かつ効率的な運用を検討
	• 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	• それに伴う改善策を検討
改善使用	• 長期修繕計画の策定	• 利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 • 利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 • 運用の合理化を検討
	• 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	
	• 建替更新時の規模縮小の検討	
	• 多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 • PPP/PFIの活用等による用途変更	
用途廃止	• 空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	• 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	• 施設廃止後は、建物解体	• 類似施設への統合を検討 • 他施設との複合化を検討 • 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	• 施設廃止に伴う跡地は原則売却	

(7) インフラ系公共施設の維持管理方針

- 道路、橋りょう、上下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方法性を検討する。施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定する。
- 定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価する。また点検で収集したデータについては蓄積し管理する。
- 点検及び評価に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定する。
- 施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、定期的に管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定する。

施設類型ごとの基本方針

I. 建築系公共施設 維持管理の基本方針

(1) 施設数に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方を見直します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用します。また、人口の推移、村の財政状況、及び施設の経営状態等を注視しながら、村が進める「小さな拠点」づくり³に基づいた、施設の複合化や集約化等について検討していきます。施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は、売却、貸し出し、除却等について検討します。

図1. 「小さな拠点」づくりのイメージ



※「小さな拠点」は で囲んだエリア、「ふるさと集落生活圏」は のエリアです。

出所: 国土交通省「小さな拠点」づくりガイドブック[2015]

³小学校区など複数の集落が集まる生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などをつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える地域運営の仕組みをつくろうとする取り組み。

(2) 施設保全に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(3) コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の施設保全に係る委託費については、各施設の共通する業務委託について、仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

1. 学校教育系施設

学校教育系施設については、産山小学校・中学校の1カ所しかなく、必要不可欠なことから、村の中心施設として、今後も維持していくこととし、適切な維持管理を行います。

また、児童・生徒数の減少により、施設に余裕が生じた際は、他用途での利用を検討し、有効に活用します。施設の老朽化等に伴い建替える場合においては、施設の複合化やPPP/PFIの導入も検討します。

2. 市民文化系施設

市民文化系施設は、村の「小さな拠点」づくりにおける中心施設として、施設の複合化や集約化等について検討していきます。また、施設の利用状況を踏まえ、財政状況、及び地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図ります。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設については、施設の利用状況を踏まえ、財政状況、及び地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図るとともに、必要な施設は改修や建替えを行います。レクリエーション施設・観光施設及び保養施設については、施設の利用状況を踏まえ、財政状況等を考慮したうえで、民営化等も含めた施設のあり方を検討します。

4. 産業系施設

産業系施設については、施設の利用状況を踏まえ、財政状況等を考慮したうえで、民営化や売却等も含めた施設のあり方を検討します。

5. 子育て支援施設

子育て支援施設については、村内に村営の診療所しかなく必要不可欠なことから、今後も維持していくこととし、適切な維持管理を行います。老朽化に伴い建替える場合や、施設の利用状況が大きく変化した場合等においては、施設の複合化や PPP/PFI の導入も検討します。

6. 保健・福祉施設

保健・福祉施設については、施設の利用状況を踏まえ、財政状況等を考慮したうえで、民営化等も含めた施設のあり方を検討します。また、施設の老朽化等に伴い建替える場合においては、施設の複合化や PPP/PFI の導入も検討します。

7. 医療施設

医療施設については、村内に村営の診療所しかなく必要不可欠なことから、今後も維持していくこととし、適切な維持管理を行います。また、施設の老朽化等に伴い建替える場合においては、施設の複合化や PPP/PFI の導入も検討します。

8. 行政系施設

行政系施設については、行政運営において必要不可欠なことから、今後も維持していくこととし、適切な維持管理を行います。また、施設の老朽化等に伴い建替える場合においては、施設の複合化や PPP/PFI の導入も検討します。

9. 公営住宅

産山村の住宅事情の特徴は、持ち家率は高いが、借家を見ると、民営借家が少ないことから、公営借家の果たすべき役割は大きくなっています。このことから公営住宅等ストックは、現戸数程度を管理するものとしします。

施設の維持管理については、「産山村公営住宅長寿命化計画」に基づき、適切に維持管理していきます。

10. 公園

公園施設については、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、必要な施設は改修や建替えを行います。

11. その他

その他の施設については、用途廃止をした普通財産が該当することから、現在の利用状況を踏まえ、廃止や売却等を検討します。必要な施設については、改修や建替えを行います。

Ⅱ. 土木系公共施設 維持管理の基本方針

1. 道路

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

- 構造物（舗装、トンネル、道路付属物等）毎に、定期的に点検・診断を実施します。
- 舗装については、舗装の健全度、FWDたわみ量、ひび割れ率等の管理指標を把握して、舗装の性能、サービス水準に応じて設定した管理目標（健全度MCⅠ3.5、たわみ量より残存等値換算厚、ひび割れ率40%）を下回る路線や区間を抽出し、最も効率的な維持補修計画を策定します。
- トンネルや横断歩道橋、門型標識等の道路施設については、5年に一度、近接目視にて点検を実施します。
- 道路土工・構造物については、直高H=5.0m以上を点検対象とし、遠方目視点検を実施します。修繕を必要とする構造物については、近接目視点検をおこなない修繕工法を選定します。
- 道路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定します。
- 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
- 将来の都市のあり方を考え、道路の廃止も含めた道路網の再構築を行うための「道路網計画」を策定します。

2. 橋りょう

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

長寿命化の基本方針

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な管理を行うことで安全・安心な生活の確保を図ります。
- 損傷が小さいうちから計画的に修繕を行うことにより、大きな修繕や架け替えを減らしコスト縮減と橋梁の長寿命化を図ります。また年度毎に要する費用の平準化を行うため、6m以下の橋梁については架け替えを主として管理を行います。
- 5年毎の定期点検（近接目視）の実施により橋梁の健全度を見直し、補修計画を必要に応じて改定します。また計画書の内容が、国の示す点検要領の改訂及び施策、並びに村政の転換等により適切ではないと判断される場合は、橋梁長寿命化修繕計画を改定します。

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

- 橋梁の点検は、通常点検、定期点検、詳細点検、異常時点検の4つに分けて実施します。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見し対策を行うことにより、常に橋梁が良好な状態に保てるようにします。
- 点検手法は、
 - 橋梁点検マニュアル
 - 橋梁点検現場作業手順等に基づいて実施します。
- 通常点検においては、こまめな対策を行います。例えば、土砂詰まりなどの清掃を行うことにより、排水を円滑に処理することができます。これにより、伸縮装置などから支承部への水の浸入を防ぐことが出来、橋の延命化に繋がります。

Ⅲ. 企業会計施設 維持管理の基本方針

1. 上水道施設

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

- 管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施します。
- 管路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
- 施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
- 将来の都市のあり方を考え、管路の廃止も含めた管路網の再構築を行うための「管路網計画」を策定します。